

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		危険物保安統括監督者等解任命令
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 3 条 の 2 4 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>解任命令は、次のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) 消防法又は同法に基づく命令の規定に違反したとき。</p> <p>(2) その業務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		